

平成 28 年 12 月 16 日

預託法及び特定商取引法違反の事業者に対する業務停止命令、取引停止命令等について

- 消費者庁は、家庭用永久磁石磁気治療器の預託等取引業者、販売業者、役務提供事業者及び連鎖販売業者であるジャパンライフ株式会社（東京都千代田区）（以下「同社」といいます。）に対し、本日、預託法第 7 条第 1 項の規定に基づき預託等取引契約に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を、特定商取引法第 8 条第 1 項の規定に基づき訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を、特定商取引法第 39 条第 1 項の規定に基づき連鎖販売取引に関する取引の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を、平成 28 年 12 月 17 日から平成 29 年 3 月 16 日までの 3 か月間それぞれ停止するよう命じました。
- あわせて、同社に対し、預託法第 7 条第 1 項の規定に基づき顧客又は預託者の利益を保護するために必要な措置をとるべき旨の命令を、特定商取引法第 7 条及び第 38 条第 1 項の規定に基づき各違反行為の是正に必要な措置をとるべき旨の指示を、それぞれ以下のとおり行いました。

【預託法】

- 1 同社は、預託法第 3 条第 1 項に規定する書面の交付義務に違反し、また、預託法第 6 条に規定する書類の備置き義務に違反する行為を行っていた。かかる行為は、預託法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成 29 年 1 月 16 日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- 2 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する 1 か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- 3 業務停止命令発令以後の顧客及び預託者からの問合せ等について、その対応結果を平成 29 年 1 月 16 日まで記録するとともに、当該記録を平成 29 年 1 月 24 日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- 4 本件業務停止命令及び措置命令の内容について、預託者に速やかに通知し、その通知結果について、平成 29 年 1 月 16 日までに、消費者庁

長官まで文書にて報告すること。

【特定商取引法】

1 訪問販売（売買契約及び役務提供契約）

ア 同社は、特定商取引法第3条に規定する訪問販売における勧誘目的等の明示義務に違反する行為を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年1月16日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

2 連鎖販売取引

ア 同社は、特定商取引法第33条の2に規定する連鎖販売取引における勧誘目的等の明示義務に違反する行為を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年1月16日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件取引停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

○ 認定した違反行為は、以下のとおりです。

1 預託法については、概要書面の交付義務違反及び書類の備置き義務違反です。

2 特定商取引法については、訪問販売（売買契約及び役務提供契約）及び連鎖販売取引ともに、勧誘目的等不明示です。

○ 処分の詳細は、別紙1から4のとおりです。

預託法

1 同社は、「上代購入契約」、「上代購入商品預託契約」、「短期オーナー1年契約」等の名称で、消費者に販売した家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件商品」という。）を、3か月以上の期間にわたり消費者から預かり、契約期間が満了した際には消費者に本件商品を返還するか、同社が本件商品を消費者の購入した金額で買い取ることとし、契約期間中、預かることに対応した財産上の利益として、同社が当該商品をレンタルした第三者（レンタルユーザー）から受領したレンタル料と同額の金額等を前記消費者に供与することを約し、消費者がこれに応じて本件商品を同社に預けることを約する預託等取引契約を締結していました。

また、同社は、「レンタルオーナー商品預託契約」、「長期オーナー20年契約」等の名称で、消費者に販売した本件商品を、3か月以上の期間にわたり消費者から預かり、契約期間が満了した際には消費者に本件商品を返還することとし、契約期間中、預かることに対応した財産上の利益として、同社が当該商品をレンタルした第三者（レンタルユーザー）から受領したレンタル料と同額の金額等を前記消費者に供与することを約し、消費者がこれに応じて本件商品を同社に預けることを約する預託等取引契約を締結していました。

さらに、同社は、預託等取引契約を締結するまでに交付する義務のある預託等取引契約の概要及び同社の業務及び財産の状況に関する事項について記載した書面（以下「預託概要書面」という。）に記載不備があるものを交付していました。また、預託等取引契約に関する業務を行う事業所に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させなければならない同社の業務及び財産の状況を記載した書類においても記載不備がある書類を備え置いていました。

2 同社に対して認定した違反行為は以下のとおりです。

(1) 次のアからエのとおり、記載不備がある預託概要書面を交付していました。

ア 預託法第3条第1項の規定に基づく預託法施行規則第3条第3項第2号は、預託概要書面には「書面の内容を十分読むべき」旨を赤字の中に赤字で記載しなければならないと規定しているところ、同社が平成27年8月上旬に預託等取引契約を締結した預託者に交付した預託概要書面には、「書面の内容を十分読むべき」旨が記載されていませんでした。

イ 預託等取引業者と関係会社等との間で取引が行われた場合には、

預託法第3条第1項第2号（預託法施行規則第3条第2項第7号）に規定する様式第6に基づき作成した附属明細書の「6 関係会社等との取引の明細」の項目中、「(2) 関係会社等に対する債権の明細」において、関係会社等に対する債権残高を記載することが求められていて、関係会社等には役員又は主要株主等を含むとされているところ、同社が平成27年7月に作成し、顧客に交付した「上代購入商品預託契約 概要書面」のうち、「(2) 関係会社等に対する債権の明細」欄には、平成27年3月末現在における、同社役員であり主要株主でもあるJ1に対する貸付金6905万円、同社役員であったJ2に対する貸付金約877万円、及び主要株主であるJ3に対する貸付金約1億4400万円が債権残高として記載されていませんでした。

ウ 同社は、平成27年3月31日付けで、子会社であるJ4に対する貸付金1億5000万円について債権放棄をしていたところ、この債権放棄については、同社における取引との関係では「マイナスの取引が1億5000万円あった。」と評価すべきであり、前記様式第6における「6(1) 関係会社等との取引の明細」のうち、「営業取引以外の取引高」の欄に「△150,000（単位：千円）」と記載すべきところ、前記イの平成27年7月に作成し、顧客に交付した「上代購入商品預託契約 概要書面」において、同社はその旨を記載していませんでした。

エ 預託等取引業者と関係会社等（役員又は主要株主を含む。）との間で取引を行っている場合、預託法第3条第1項第2号（預託法施行規則第3条第2項第2号）に規定する様式第1「業務の概況」の「3 関係会社等の概要」において、関係会社等の名称、預託等取引業者との関係等を記載すべきであるところ、前記イの平成27年7月に作成し、顧客に交付した「上代購入商品預託契約 概要書面」において、同社は、関係会社等（役員又は主要株主を含む。）であるJ1、J2及びJ3に関する記載をしていませんでした。

（概要書面の交付義務違反）

(2) 預託法第6条の規定に基づく預託法施行規則第5条第1項第1号イは、事業年度ごとに、様式第8により作成した業務及び財産に関する書類を備え置くことを求めているところ、平成27年9月10日時点において同社が備え置いていた平成26年度分の様式第8に基づいて作成した業務及び財産に関する書類には、前記イからエと同様の記載

不備がありました。

(書類の備置き義務違反)

特定商取引法

1 訪問販売（売買契約）

- (1) 同社は、同社の従業員等が消費者の自宅を訪問し、消費者の自宅において、本件商品に関する売買契約を締結し、また、同社の従業員等が消費者の自宅を訪問して当該売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等への来訪を要請し、営業所等に誘引した消費者と、営業所等において、本件商品に関する売買契約を締結して行う本件商品の訪問販売を行っていました。

また、同社は、エステやマッサージ等を名目に、勧誘目的及び当該勧誘に係る商品の種類を告げないまま消費者宅を訪問し、又は営業所等への来訪を要請し、本件商品に関する売買契約の締結について勧誘をしていました。

- (2) 同社に対して認定した違反行為は以下のとおりです。

同社は、訪問販売しようとする際、その勧誘に先立って、訪問販売をしようとする相手方に対し、本件商品の売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていませんでした。

(勧誘目的等不明示)

2 訪問販売（役務提供契約）

- (1) 同社は、同社の従業員等が消費者の自宅を訪問し、消費者の自宅において、本件商品をレンタルする役務提供契約を締結し、また、同社の従業員等が消費者の自宅を訪問して当該役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等への来訪を要請し、営業所等に誘引した消費者と、営業所等において、本件商品に関する役務提供契約を締結して行う本件商品に関する役務の提供の訪問販売を行っていました。

また、同社は、エステやマッサージ等を名目に、勧誘目的及び役務の種類を告げないまま消費者宅を訪問し、又は営業所等への来訪を要請し、本件商品に関する役務提供契約の締結について勧誘をしていました。

- (2) 同社に対して認定した違反行為は以下のとおりです。

同社は、訪問販売しようとする際、その勧誘に先立って、訪問販売をしようとする相手方に対し、本件商品に関する役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていませんでした。

(勧誘目的等不明示)

3 連鎖販売取引

- (1) 同社は、本件商品の販売事業者であって、消費者に対して、同社の会員となって本件商品の販売のあっせんをして別の消費者を会員にさせれば、資格別ボーナス（特定利益）が得られるとして勧誘し、本件商品を購入させる連鎖販売取引を行っていました。

同社又は同社の勧誘者は、その知人等を勧誘目的及び当該勧誘に係る商品の種類を告げずに誘い出し、特定負担を伴う連鎖販売取引の契約について勧誘を行っていました。

- (2) 同社に対して認定した違反行為は以下のとおりです。

同社又は同社の勧誘者は、同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引をしようとするときに、その相手方に対して、「無料でエステとマッサージをする。」などと告げるのみで、その勧誘に先立って、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る本件商品の種類を明らかにしていませんでした。

(勧誘目的等不明示)

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

○消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）

身近な消費生活相談窓口を御案内します。

※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

○最寄りの消費生活センターを検索する

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙 1)

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要
〈預託法〉

1 事業者の概要

- (1) 名 称：ジャパンライフ株式会社（法人番号 3010001070195）
- (2) 代 表 者：山口 隆祥
山口 ひろみ
- (3) 所 在 地：東京都千代田区西神田二丁目 8 番 5 号
- (4) 資 本 金：4 億 7 6 4 0 万円
- (5) 設 立：昭和 5 0 年 3 月 2 8 日
- (6) 取 引 類 型：預託等取引契約
- (7) 特 定 商 品：家庭用永久磁石磁気治療器

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社（以下「同社」という。）は、「上代購入契約」、「上代購入商品預託契約」、「短期オーナー 1 年契約」等の名称で、消費者に販売した家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件商品」という。）を、3 か月以上の期間にわたり消費者から預かり、契約期間が満了した際には消費者に本件商品を返還するか、同社が本件商品を消費者の購入した金額で買い取ることとし、契約期間中、預かることに対応した財産上の利益として、同社が当該商品をレンタルした第三者（レンタルユーザー）から受領したレンタル料と同額の金額等を前記消費者に供与することを約し、消費者がこれに応じて本件商品を同社に預けることを約する預託等取引契約を締結していた。

また、同社は、「レンタルオーナー商品預託契約」、「長期オーナー 2 0 年契約」等の名称で、消費者に販売した本件商品を、3 か月以上の期間にわたり消費者から預かり、契約期間が満了した際には消費者に本件商品を返還することとし、契約期間中、預かることに対応した財産上の利益として、同社が当該商品をレンタルした第三者（レンタルユーザー）から受領したレンタル料と同額の金額等を前記消費者に供与することを約し、消費者がこれに応じて本件商品を同社に預けることを約する預託等取引契約を締結していた。

同社は、預託等取引契約を締結するまでに交付する義務のある預託等取引契約の概要及び預託等取引業者の業務及び財産の状況に関する事項につ

いて記載した書面（以下「預託概要書面」という。）に記載不備があるものを交付していた。また、預託等取引契約に関する業務を行う事業所に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させなければならない預託等取引業者の業務及び財産の状況を記載した書類においても記載不備がある書類を備え置いていた。

3 行政処分の内容

(1) 業務停止命令の内容

特定商品の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）第2条第1項に規定する預託等取引契約に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の締結について勧誘すること。

イ 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の申込みを受けること。

ウ 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）を締結すること。

(2) 停止命令の期間

平成28年12月17日から平成29年3月16日まで（3か月間）

(3) 措置命令

ア 同社は、預託法第3条第1項に規定する書面の交付義務に違反し、また、預託法第6条に規定する書類の備置き義務に違反する行為を行っていた。かかる行為は、預託法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年1月16日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

ウ 業務停止命令発令以後の顧客及び預託者からの問合せ等について、その対応結果を平成29年1月16日まで記録するとともに、当該記録を平成29年1月24日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

エ 本件業務停止命令及び措置命令の内容について、預託者に速やかに通知し、その通知結果について、平成29年1月16日までに、消費

者庁長官まで文書にて報告すること。

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、預託法に違反する行為を行っており、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認められた。

(1) 概要書面の交付義務違反（法第3条第1項）

ア 預託法第3条第1項の規定に基づく特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則（以下「預託法施行規則」という。）第3条第3項第2号は、預託概要書面には「書面の内容を十分読むべき」旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならないと規定しているところ、同社が平成27年8月上旬に預託等取引契約を締結した預託者に交付した預託概要書面には、「書面の内容を十分読むべき」旨が記載されていなかった。

これは、預託法第3条第1項（預託法施行規則第3条第3項第2号）の規定に違反する。

イ 預託等取引業者と関係会社等との間で取引が行われた場合には、預託法第3条第1項第2号（預託法施行規則第3条第2項第7号）に規定する様式第6に基づき作成した附属明細書の「6 関係会社等との取引の明細」の項目中、「(2) 関係会社等に対する債権の明細」において、関係会社等に対する債権残高を記載することが求められていて、関係会社等には役員又は主要株主等を含むとされているところ、同社が平成27年7月に作成し、顧客に交付した「上代購入商品預託契約概要書面」のうち、「(2) 関係会社等に対する債権の明細」欄には、平成27年3月末現在における、同社役員であり主要株主でもあるＪ１に対する貸付金６９０５万円、同社役員であったＪ２に対する貸付金約８７７万円、及び主要株主であるＪ３に対する貸付金約１億４４００万円が債権残高として記載されていなかった。

これは、預託法第3条第1項第2号（預託法施行規則第3条第2項第7号）の規定に違反する。

ウ 同社は、平成27年3月31日付けで、子会社であるＪ４に対する貸付金１億５０００万円について債権放棄をしていたところ、この債権放棄については、同社における取引との関係では「マイナスの取引が１億５０００万円あった。」と評価すべきであり、前記様式第6における「6(1) 関係会社等との取引の明細」のうち、「営業取引以外の取引高」の欄に「△１５０，０００（単位：千円）」と記載すべきところ、前記イの平成27年7月に作成し、顧客に交付した「上代購

入商品預託契約 概要書面」において、同社はその旨を記載していなかった。

これは、預託法第3条第1項第2号（預託法施行規則第3条第2項第7号）の規定に違反する。

エ 預託等取引業者と関係会社等（役員又は主要株主を含む。）との間で取引を行っている場合、預託法第3条第1項第2号（預託法施行規則第3条第2項第2号）に規定する様式第1「業務の概況」の「3 関係会社等の概要」において、関係会社等の名称、預託等取引業者との関係等を記載すべきであるところ、前記イの平成27年7月に作成し、顧客に交付した「上代購入商品預託契約 概要書面」において、同社は、関係会社等（役員又は主要株主を含む。）である「J1」、「J2」及び「J3」に関する記載をしていなかった。

これは、預託法第3条第1項第2号（預託法施行規則第3条第2項第2号）の規定に違反する。

(2) 書類の備置き義務違反（法第6条）

預託法第6条の規定に基づく預託法施行規則第5条第1項第1号イは、事業年度ごとに、様式第8により作成した業務及び財産に関する書類を備え置くことを求めているところ、平成27年9月10日時点において同社が備え置いていた平成26年度分の様式第8に基づいて作成した業務及び財産に関する書類には、前記(1)イからエと同様の記載不備が認められた。

これは、預託法第6条（預託法施行規則第5条第1項第1号イ）の規定に違反する。

(別紙 2)

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要
〈特定商取引法 訪問販売 (売買契約)〉

1 事業者の概要

- (1) 名 称：ジャパンライフ株式会社 (法人番号 3010001070195)
- (2) 代 表 者：山口 隆祥
山口 ひろみ
- (3) 所 在 地：東京都千代田区西神田二丁目 8 番 5 号
- (4) 資 本 金：4 億 7 6 4 0 万円
- (5) 設 立：昭和 5 0 年 3 月 2 8 日
- (6) 取 引 類 型：訪問販売 (売買契約)
- (7) 取 扱 商 品：家庭用永久磁石磁気治療器，健康寝具，化粧品，
栄養補助食品，清涼飲料水等

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社 (以下「同社」という。) は、同社の従業員等が消費者の自宅を訪問し、消費者の自宅において、家庭用永久磁石磁気治療器 (以下「本件商品」という。) に関する売買契約を締結し、また、同社の従業員等が消費者の自宅を訪問して、当該売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等への来訪を要請し、営業所等に誘引した消費者と、営業所等において、本件商品に関する売買契約を締結して行う本件商品の訪問販売を行っていた。

同社は、エステやマッサージ等を名目に、勧誘目的及び当該勧誘に係る商品の種類を告げないまま消費者宅を訪問し、又は営業所等への来訪を要請し、本件商品に関する売買契約の締結について勧誘をしていた。

3 行政処分の内容

(1) 業務停止命令の内容

- 特定商取引に関する法律 (以下「特定商取引法」という。) 第 2 条第 1 項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。
- ア 訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘すること。
 - イ 訪問販売に係る売買契約の申込みを受けること。
 - ウ 訪問販売に係る売買契約を締結すること。

(2) 停止命令の期間

平成28年12月17日から平成29年3月16日まで（3か月間）

(3) 指示の内容

ア 同社は、特定商取引法第3条に規定する訪問販売における勧誘目的等の明示義務に違反する行為を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年1月16日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

勧誘目的等不明示（法第3条）

同社は、訪問販売しようとする際、以下の勧誘事例のとおり、その勧誘に先立って、訪問販売をしようとする相手方に対し、本件商品に関する売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていなかった。

5 勧誘事例

【事例1】

平成27年3月上旬、同社の〇〇サービスステーションに所属する従業員J5及び同社の代理店資格を有するJ6らは、消費者C方を訪れた。そして、J5らは、売買契約の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしないまま、Cに対してマッサージをし、マッサージが終わると、J6は、新品のスパッツを袋から出して、Cに対し、「これを履いてください。」などと言い、Cがスパッツを身に着けて戻ってくると、J5は、「このスパッツをレンタルするためには、Cさんがオーナーにならないといけない。オーナーになるには100万円を預けてもらわなければならない。」「100万円を預けてもらえれば、月々5,000円の利子

がついて、年間6万円の収入があります。」などと言って売買契約締結のための勧誘行為を行った。

なお、数日後、Cは、自宅において、同社との間で、100万円の上代購入契約と称する売買契約を締結した。

【事例2】

平成27年1月中旬、同社の〇〇サービスステーションの店舗アドバイザーJ7は、消費者Dに対して、電話で、「いい話があるから、会いたい。」などと伝え、「何か物を売りにくるならお断りします。買わないし、いりません。」などと答えたDに対して、「そんなのと違います。健康に関するものだから、まずは私の話を聞いてもらいたいから会いたい。」などとだけ告げ、その後、同社の従業員J8とともにD方を訪れ、Dに対して無料でエステとマッサージをするなどと告げてマッサージをし、また、同月下旬、同社の従業員J9及びJ7は、D方を訪問し、Dにエステとマッサージをし、さらに、同年2月上旬、D方を訪問したJ9及びJ7は、Dに対してエステやマッサージをし、これが終わると、両名は、磁気のマットレスを敷いた上で、J7がDに、「このマットレスに寝れば身体がしゃんと」する旨言うなどした後、磁気マットレスをそのまま置いて帰るなどしていたところ、同月中旬、J9及びJ7は、D方を訪問し、売買契約の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにせず、「マットレスは硬くて身体が痛くなるから引き取ってくれるように。」と申し出たDに対して、J9は、「同じ20万だからネックレスを契約してもらわないと困ります。」と言ってネックレスの売買契約締結のための勧誘行為を行った。

なお、Dは、「最初から磁気の布団を買ってほしいとか、ネックレスを買ってほしいと言えばいいものを、どうして後から言い出すの。」とJ7に言ったが、結局は、ネックレスを購入する契約を締結した。

【事例3】

平成27年3月下旬、同社の会員であるJ10は、消費者Eに対して、E方で、「カウンセリング体験 無料チケット」を渡し、「また歌でも聴かせてくださいよ。」などと言ってEを同社の〇〇サービスステーションに誘い、売買契約の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしないまま、カラオケができると思って同所まで赴いたEに対して1時間程度磁気のベッドに寝させ、〇〇サービスステーションの店長代理や二次代理店の資格を有する（平成27年6月当時）J11らとともにエステやマッサージをした。その上で、同人らは、Eに対して、「体が温か

くなる。」、「健康に良い。」、「腰痛も治る。」などと言って磁気の布団と枕のセットの購入を勧め、契約締結のための勧誘行為を行った。

【事例 4】

平成27年2月下旬、J12（同社の会員兼店舗のカウンセラー）は、消費者Fに対して、電話で、「ぜひFさんに会いたい。」と言い、Fから、「どうして私に会いたいの。」と聞かれると、「それは行けばわかるから。Fさんが喜ぶことだから。」とだけ伝え、△△駅でFと会うと、「一緒に行きたいところがある。」と言って、売買契約の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしないまま、Fを同社の〇〇サービスステーションに連れて行き、その上で、同社の担当者やJ12は、Fに対して、「健康のためだから検査をします。」、「××歳になれば、悪いところの二つや三つはあるから、とにかく検査をしましょう。」と言い、磁気の布団に寝させ、また様々な磁気治療器を体験させた後、「この磁気布団に寝れば体温が上がる。」、「体温を上げれば何でもできるようになる。」などと言って布団を購入するよう勧め、売買契約締結のための勧誘行為を行った。

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要
〈特定商取引法 訪問販売（役務提供契約）〉

1 事業者の概要

- (1) 名 称：ジャパンライフ株式会社（法人番号 3010001070195）
- (2) 代 表 者：山口 隆祥
山口 ひろみ
- (3) 所 在 地：東京都千代田区西神田二丁目8番5号
- (4) 資 本 金：4億7640万円
- (5) 設 立：昭和50年3月28日
- (6) 取 引 類 型：訪問販売（役務提供契約）
- (7) 取 扱 商 品：家庭用永久磁石磁気治療器，健康寝具，化粧品，
栄養補助食品，清涼飲料水等

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社（以下「同社」という。）は、同社の従業員等が消費者の自宅を訪問し、消費者の自宅において、家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件商品」という。）に関する役務提供契約を締結し、また、同社の従業員等が消費者の自宅を訪問して当該役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等への来訪を要請し、営業所等に誘引した消費者と、営業所等において、本件商品に関する役務提供契約を締結して行う本件商品に関する役務の提供の訪問販売を行っていた。

同社は、エステやマッサージ等を名目に、勧誘目的及び当該勧誘に係る役務の種類を告げないまま消費者宅を訪問し、又は営業所等への来訪を要請し、本件商品に関する役務提供契約の締結について勧誘をしていた。

3 行政処分の内容

(1) 業務停止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 訪問販売に係る役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に係る役務提供契約を締結すること。

(2) 停止命令の期間

平成28年12月17日から平成29年3月16日まで（3か月間）

(3) 指示の内容

ア 同社は、特定商取引法第3条に規定する訪問販売における勧誘目的等の明示義務に違反する行為を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年1月16日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

勧誘目的等不明示（法第3条）

同社は、訪問販売しようとする際、以下の勧誘事例のとおり、その勧誘に先立って、訪問販売をしようとする相手方に対し、本件商品に関する役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていなかった。

5 勧誘事例

【事例】

平成27年2月下旬、同社の〇〇サービスステーションに所属する従業員J5及び同社の代理店資格を有する会員のJ6らは、消費者C方を訪れ、役務提供契約の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしないまま、Cに対してマッサージをし、マッサージが終わると、J6は、自分が履いていたスパッツを見せ、「このスパッツには磁石がたくさん付いているから、腰痛に効果があります。」「このスパッツは月々5,000円でレンタルできる。」などと言って役務提供契約締結のための勧誘行為を行った。

なお、Cは、同日、同所において、同社との間でレンタルユーザー契約と称する役務提供契約を締結した。

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要
〈特定商取引法：連鎖販売取引〉

1 事業者の概要

- (1) 名 称：ジャパンライフ株式会社（法人番号 3010001070195）
- (2) 代 表 者：山口 隆祥
山口 ひろみ
- (3) 所 在 地：東京都千代田区西神田二丁目 8 番 5 号
- (4) 資 本 金：4 億 7 6 4 0 万円
- (5) 設 立：昭和 5 0 年 3 月 2 8 日
- (6) 取 引 類 型：連鎖販売取引
- (7) 取 扱 商 品：家庭用永久磁石磁気治療器，健康寝具，化粧品，
栄養補助食品，清涼飲料水等

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社（以下「同社」という。）は、家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件商品」という。）の販売事業者である。そして、同社は消費者に対して、同社の会員となって本件商品の販売のあっせんをして別の消費者を会員にさせれば、資格別ボーナス（特定利益）が得られるとして勧誘し、本件商品を購入させる連鎖販売取引を行っていた。

同社又は同社の勧誘者は、その知人等を勧誘目的及び当該勧誘に係る商品の種類を告げずに誘い出し、特定負担を伴う連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘を行っていた。

3 行政処分の内容

(1) 取引停止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 3 3 条第 1 項に規定する連鎖販売取引に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 同社が統括する家庭用永久磁石磁気治療器に関する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（特定負担についての契約も含む。）について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

イ 同社が統括する家庭用永久磁石磁気治療器に関する一連の連鎖販売

業に係る連鎖販売取引についての契約（特定負担についての契約も含む。）の申込みを受け、又は勧誘者に契約（特定負担についての契約も含む。）の申込みを受けさせること。

ウ 同社が統括する家庭用永久磁石磁気治療器に関する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（特定負担についての契約も含む。）を締結すること。

(2) 停止命令の期間

平成28年12月17日から平成29年3月16日まで（3か月間）

(3) 指示の内容

ア 同社は、特定商取引法第33条の2に規定する連鎖販売取引における勧誘目的等の明示義務に違反する行為を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年1月16日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件取引停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

勧誘目的等不明示（法第33条の2）

同社又は同社の勧誘者は、同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引をしようとするときに、以下の勧誘事例のとおり、その相手方に対して、「無料でエステとマッサージをする。」などと告げるのみで、その勧誘に先立って、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る本件商品の種類を明らかにしていなかった。

5 勧誘事例

【事例】

平成27年1月中旬、同社の勧誘者であるJ7は、消費者Dに対して、電話で、「いい話があるから、会いたい。」などと伝え、「何か物を売りにくるならお断りします。買わないし、いりません。」などと答えたDに対して、「そんなのと違います。健康に関するものだから、まずは私の話を聞いてもらいたいから会いたい。」などとだけ告げ、その後、同社の従業員J8とともにD方を訪れ、Dに対して無料でエステとマッサージをするなどと告げてマッサージをし、また、同月下旬、同社の従業員J9及びJ7は、D方を訪問し、Dにエステやマッサージをし、さらに、同年2月上旬、D方を訪問したJ9及びJ7は、Dに対してエステとマッサージをし、これが終わると、両名は、磁気のマットレスを敷いた上で、J7がDに、「このマットレスに寝れば身体がしゃんと」する旨言うなどした後、磁気マットレスをそのまま置いて帰るなどしていたところ、同月中旬、J9及びJ7は、D方を訪問し、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにせず、「マットレスは硬くて身体が痛くなるから引き取ってくれるように。」と申し出たDに対して、J9は、「同じ20万だからネックレスを契約してもらわないと困ります。」と言い、J7は、「ネックレスはつけると頭がすっきりする。」、「あなたは友だちも多いし、誰かを紹介してくれれば、あなたに3万円が入るから、ネックレスの20万円もただになってすぐに元が取れる。」と言って連鎖販売取引についての勧誘を行った。

なお、Dは、「そんなねずみ講のようなことはしたくない。」、「最初から磁気の布団を買ってほしいとか、ネックレスを買ってほしいと言えばいいものを、どうして後から言い出すの。」とJ7に言ったが、結局は、ネックレスを購入する契約を締結した。

平成29年3月16日

預託法及び特定商取引法違反の事業者に対する業務停止命令、取引停止命令等について

- 消費者庁は、家庭用永久磁石磁気治療器の預託等取引業者、販売業者、役務提供事業者及び連鎖販売業者であるジャパンライフ株式会社（東京都千代田区）（以下「同社」といいます。）に対し、本日、預託法第7条第1項の規定に基づき預託等取引契約に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき連鎖販売取引に関する取引の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を、平成29年3月17日から平成29年12月16日までの9か月間それぞれ停止するよう命じました。
- あわせて、同社に対し、預託法第7条第1項の規定に基づき顧客又は預託者の利益を保護するために必要な措置をとるべき旨の命令を、特定商取引法第7条及び第38条第1項の規定に基づき各違反行為の是正に必要な措置をとるべき旨の指示を、それぞれ以下のとおり行いました。

【預託法】

- 1 同社は、預託法第3条第1項第2号に規定する書面の交付義務違反、預託法第4条に規定する故意による事実不告知及び預託法第6条に規定する書類の備置き義務違反といった行為を行っていた。かかる行為は、預託法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- 2 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- 3 同社と預託等取引契約を現に締結している全ての預託者及び平成26年度以降に同社が預託等取引契約の目的とするために家庭用永久磁石磁気治療器の売買契約を締結したことがある全ての相手方（既に預託等取引契約を解除している者を含む。）に対し、本件業務停止命令及び措置命

令の内容並びに「当社が磁気治療器の預託等取引契約の締結について勧誘するに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、少なくとも一部の商品について、当社が保有する当該商品の数が、その預託等取引契約の目的物となる当該商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり顧客に割り当てる当該商品が存在しないにもかかわらず、その旨を故意に告げていなかった」「平成26年度の貸借対照表において負債の額を過少に記載していた」旨を、速やかに書面をもって通知し、その通知結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

- 4 同社の平成26年度及び平成27年度における計算書類及びその附属明細書について、監査法人又は公認会計士（会社法第337条第3項に掲げる者を除く。）による会社法に定める監査を受け、その結果について、平成29年5月1日までに、消費者庁長官まで文書にて報告するとともに、同社と預託等取引契約を現に締結している全ての預託者及び平成26年度以降に同社が預託等取引契約の目的とするために家庭用永久磁石磁気治療器の売買契約を締結したのある全ての相手方（既に預託等取引契約を解除している者を含む。）に速やかに書面をもって通知し、その通知した結果について、平成29年5月31日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

なお、当該監査を行うべき者が決定した場合には、その者が監査法人の場合にあっては当該監査法人の名称、住所、電話番号及び担当公認会計士の氏名を、公認会計士の場合にあっては氏名、住所及び電話番号を、遅滞なく、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

- 5 本件業務停止命令発令以後の顧客及び預託者からの問合せ等について、その対応結果を平成29年12月16日まで記録するとともに、当該記録を毎月末までの分を翌月7日（ただし、当該日が休日又は祝日に該当するときはその直後の平日の日とする。また、最終分の報告にあっては、平成29年12月22日。）までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- 6 前記4の結果及び平成28年12月16日の業務停止命令処分の原因となった事実等を踏まえて適法に修正した預託法第6条に規定する備置き書類を適法に備え置き、平成29年5月31日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

【特定商取引法】

- 1 訪問販売（売買契約）

ア 同社は、特定商取引法第7条第2号の規定に該当する訪問販売における重要事項について故意に事実を告げていなかった。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

2 連鎖販売取引

ア 同社は、特定商取引法第34条第1項第5号に規定する連鎖販売取引における重要事項について故意に事実を告げていなかった。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件取引停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

○ 認定した違反行為は、以下のとおりです。

- 1 預託法については、故意による事実不告知、書面の交付義務違反及び書類の備え置き義務違反です。
- 2 特定商取引法については、訪問販売（売買契約）及び連鎖販売取引共に、故意による事実不告知です。

○ 処分の詳細は、別紙1から3のとおりです。

預託法

1 同社は、「上代購入契約」、「上代購入商品預託契約」、「短期オーナー１年契約」等の名称で、消費者に販売した家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件特定商品」という。）を、３か月以上の期間にわたり消費者から預かり、契約期間が満了した際には消費者に本件特定商品を返還するか、同社が本件特定商品を消費者が購入した金額で買い取ることとし、契約期間中、預かることに対応した財産上の利益として、同社が本件特定商品をレンタルした第三者（レンタルユーザー）から受領したレンタル料と同額の金額等を前記消費者に供与することを約し、消費者がこれに応じて本件特定商品を同社に預けることを約する預託等取引契約を締結していました。

また、同社は、「レンタルオーナー商品預託契約」、「長期オーナー２０年契約」等の名称で、消費者に販売した本件特定商品を、消費者に引き渡すことなく３か月以上の期間にわたり消費者から預かり、契約期間が満了した際には消費者に本件特定商品を返還することとし、契約期間中、預かることに対応した財産上の利益として、同社が本件特定商品をレンタルした第三者（レンタルユーザー）から受領したレンタル料と同額の金額等を前記消費者に供与することを約し、消費者がこれに応じて本件特定商品を同社に預けることを約する預託等取引契約を締結していました。

同社は、平成２７年１０月頃から、消費者が預託等取引契約の目的とするために購入した商品に関して、「磁気治療器賃貸借契約書」や「賃貸借契約約款」等に基づき消費者が同社に対して本件特定商品を賃貸する旨の形式を取っていましたが、かかる形式に基づく契約も特定商品の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）が定める預託等取引契約の定義及び要件に該当し、預託法が適用されます。

同社は、本件特定商品に該当するファイブピュアジュエール（以下「本件商品」という。）と称する磁気治療器を顧客に販売し、本件商品を契約の目的とする預託等取引契約の締結についての勧誘するに際し、少なくとも平成２７年３月末から平成２８年１２月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その預託等取引契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、複数の顧客に対し、その旨を故意に告げず、もって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものである預託等取引契約の目的とするために購入させる本件商品の保有の状況について故意に事実を告げていませんでした。

さらに、同社は、預託等取引契約を締結するまでに顧客に交付する義務のある概要書面に虚偽記載があるものを交付していました。また、同社の事業所に備え置く書類においても、虚偽記載がある書類を備え置いていました。

2 同社に対して認定した違反行為は以下のとおりです。

- (1) 同社は、預託等取引契約の目的とするために購入させる本件商品の保有数は、次のアからウのとおり、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、その預託等取引契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、複数の顧客に対し、その旨を故意に告げず、もって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項である預託等取引契約の目的とするために購入させる本件商品の保有の状況について故意に事実を告げていませんでした。

ア 同社からの報告内容を当庁で調査したところによりますと、平成27年9月末当時、同社が預託を受けていたはずの本件商品の個数は合計2万2441個で、同社がレンタルユーザーに対して賃貸していた本件商品の個数は2749個でした。

その差、1万9692個は、本来であれば同社の埼玉工場敷地内物流センターに保管されているはずでしたが、当庁が保管状況の確認を行ったところ、自社在庫としての本件商品95個が存在しただけで、預託を受けて保管されているはずの本件商品は存在しませんでした。

イ このように、同社が保有する本件商品の数が、その預託等取引契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足し、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しない状況は、他の関係資料も精査したところ、平成27年3月末から平成28年12月末まで継続していたということがわかりました。

ウ そして、平成27年3月末から平成28年12月末までの期間中に同社から預託等取引契約についての勧誘を受けた複数の顧客によりますと、本件商品の保有状況について事実を告げられていなかったと述べており、同社がかかる事実を告げていなかったことが認められました。

(重要な事実の不告知)

- (2) 次のアからクのとおり、虚偽記載がある概要書面を交付してしまし

た。

ア 概要書面のうち預託法第3条第1項第2号の規定に基づく預託法施行規則第3条第2項第2号から第8号までに掲げる同社の財産の状況に関する事項を記載した書面は、同規則第3条第4項の規定により、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、作成することが求められています。

イ 同社の合計残高試算表等に記載された平成26年度の上代購入契約（平成27年3月31日までの契約名称）の負債額は、少なくとも合計約287億7639万円で、本来、これは会社法に基づく貸借対照表（以下「貸借対照表①」という。）の負債の部に計上すべきものでした。

ウ しかしながら、同社が平成27年8月上旬に預託等取引契約を締結した預託者に対して預託法第3条第1項の規定に基づいて交付した「上代購入商品預託契約 概要書面」と題する概要書面に記載されていた貸借対照表①には、負債の合計は約94億5092万円しか計上されていませんでした。

エ そして、預託法第3条第1項第2号の規定に基づく預託法施行規則第3条第2項第3号の貸借対照表（様式第2）には、貸借対照表①に預かり特定商品（とその相手勘定である特定商品）及び長期預かり特定商品（とその相手勘定である長期特定商品）の項目が加わったものであって、上代購入契約の負債額は、この預かり特定商品、あるいは長期預かり特定商品のいずれかに計上されるべきであるにもかかわらず、同社の平成26年度の預託法第3条第1項第2号の規定に基づく貸借対照表（様式第2）の負債の部に計上されていた預かり特定商品及び長期預かり特定商品の合計額は約33億6590万円で、平成26年度の上代購入契約の負債額合計約287億7639万円と比べると、明らかに過少に計上されていました。

（概要書面の交付義務違反）

オ なお、前記アからエのとおり、預かり特定商品及び長期預かり特定商品に過少計上が認められることから、相手勘定科目（資産項目）である特定商品及び長期特定商品にも虚偽の記載をしていたこととなります。

（概要書面の交付義務違反）

カ 前記アからオのとおり、資産項目及び負債項目に虚偽の記載があったことから、負債合計、資産合計及び純資産合計にも虚偽の記載をしていたこととなります。

(概要書面の交付義務違反)

キ 預託法第3条第1項第2号の規定に基づく預託法施行規則第3条第2項第6号の個別注記表(様式第5)中「特定商品の時価等」の欄に、貸借対照表上(様式第2)の計上額と同額の合計約33億6590万円と虚偽の記載をしていました。

(概要書面の交付義務違反・書類の備置き義務違反)

ク 預託法第3条第1項第2号の規定に基づく預託法施行規則第3条第2項第7号の附属明細書(様式第6)中、「1 特定商品の明細」及び「4 預かり特定商品の明細」のうち、期末残高欄に、前記キ同様、合計約33億6590万円と虚偽の記載をしていました。

また、「1 特定商品の明細」及び「4 預かり特定商品の明細」のうち、期末残高欄には、商品の合計3710個とも記載されていますが、同社の前記(1)アの報告を前提にしたとしても、平成27年9月末時点において預託を受けていたとする本件商品だけでも2万2441個あったということから、「商品の合計が3710個である。」という記載は虚偽の記載をしていたこととなります。

(概要書面の交付義務違反・書類の備置き義務違反)

- (3) 預託法第6条の規定に基づく預託法施行規則第5条第1項第1号イは、事業年度ごとに、様式第8により、同条第2項の規定に基づき、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成した業務及び財産に関する書類を備え置くことを求めています。平成27年9月10日時点において同社が備え置いていた平成26年度分の様式第8に基づいて作成した業務及び財産に関する書類には、前記(2)ウからクと同様の虚偽記載が認められました。

(書類の備置き義務違反)

特定商取引法

1 訪問販売(売買契約)

- (1) 同社は、同社に預託させることを目的として本件商品を顧客に販売する訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘するに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その売買契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、当該期間中に複数の顧客に対し、その旨を

故意に告げていませんでした。

- (2) 同社に対して認定した違反行為は以下のとおりです。

同社は、売買契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、故意に事実を告げていませんでした。

(重要な事実の不告知)

2 連鎖販売取引

- (1) 同社は、同社に預託させることを目的として本件商品を取引の相手方に販売する連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘するに際し、以下のとおり、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その売買契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり取引の相手方に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、当該期間中に複数の取引の相手方に対し、その旨を故意に告げていませんでした。

- (2) 同社に対して認定した違反行為は以下のとおりです。

同社は、連鎖販売業に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げていませんでした。

(重要な事実の不告知)

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

○消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）

身近な消費生活相談窓口を御案内します。

※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

○最寄りの消費生活センターを検索する

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙 1)

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要
〈預 託 法〉

1 事業者の概要

- (1) 名 称：ジャパンライフ株式会社（法人番号 3010001070195）
- (2) 代 表 者：山口 隆祥
山口 ひろみ
- (3) 所 在 地：東京都千代田区西神田二丁目 8 番 5 号
- (4) 資 本 金：4 億 7 6 4 0 万円
- (5) 設 立：昭和 5 0 年 3 月 2 8 日
- (6) 取 引 類 型：預託等取引契約
- (7) 特 定 商 品：家庭用永久磁石磁気治療器

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社（以下「同社」という。）は、「上代購入契約」、「上代購入商品預託契約」、「短期オーナー 1 年契約」等の名称で、消費者に販売した家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件特定商品」という。）を、消費者に引き渡すことなく、3 か月以上の期間にわたり消費者から預かり、契約期間が満了した際には消費者に本件特定商品を返還するか、同社が本件特定商品を消費者の購入した金額で買い取ることとし、契約期間中、預かることに対応した財産上の利益として、同社が本件特定商品をレンタルした第三者（レンタルユーザー）から受領したレンタル料と同額の金額等を前記消費者に供与することを約し、消費者がこれに応じて本件特定商品を同社に預けることを約する預託等取引契約を締結していた。

また、同社は、「レンタルオーナー商品預託契約」、「長期オーナー 2 0 年契約」等の名称で、消費者に販売した本件特定商品を、消費者に引き渡すことなく、3 か月以上の期間にわたり消費者から預かり、契約期間が満了した際には消費者に本件特定商品を返還することとし、契約期間中、預かることに対応した財産上の利益として、同社が本件特定商品をレンタルした第三者（レンタルユーザー）から受領したレンタル料と同額の金額等を前記消費者に供与することを約し、消費者がこれに応じて本件特定商品を同社に預けることを約する預託等取引契約を締結していた。

同社は、平成 2 7 年 1 0 月頃から、消費者が預託等取引契約の目的とするために購入した商品に関して、「磁気治療器賃貸借契約書」や「賃貸借契

約約款」等に基づき消費者が同社に対して本件特定商品を賃貸する旨の形式を取っているが、かかる形式に基づく契約も特定商品の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）が定める預託等取引契約の定義及び要件に該当し、預託法が適用される。

同社は、特定商品に該当する「ファイブピュアジュエール」（以下「本件商品」という。）と称する磁気治療器を契約の目的とする預託等取引契約の締結についての勧誘をするに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その預託等取引契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、複数の顧客に対し、その旨を故意に告げず、もって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき故意に事実を告げなかった。

さらに、同社は、預託等取引契約の締結について勧誘した際に交付した「上代購入商品預託契約 概要書面」（以下「概要書面」という。）及び備置き書類において、財産の状況に関する事項について虚偽の記載をしていた。

3 行政処分の内容

(1) 業務停止命令の内容

預託法第2条第1項に規定する預託等取引契約に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の締結又は更新について勧誘すること。

イ 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の締結又は更新について申込みを受けること。

ウ 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）を締結又は更新すること。

(2) 停止命令の期間

平成29年3月17日から平成29年12月16日まで（9か月間）

(3) 措置命令の内容

ア 同社は、預託法第3条第1項第2号に規定する書面の交付義務違反、預託法第4条に規定する顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める預託等取引契約の目的とするために購入させる特定商品の保有の状況について故意による事実不告知及び預託法第

6条に規定する書類の備置き義務違反といった行為を行っていた。かかる行為は、預託法の禁止しているところであり、今回の各違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

ウ 同社と預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）を現に締結している全ての預託者及び平成26年度以降に同社が預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の目的とするために家庭用永久磁石磁気治療器の売買契約を締結したことのあった全ての相手方（預託等取引契約を解除している者を含む。）に対し、本件業務停止命令及び措置命令の内容並びに「当社が磁気治療器の預託等取引契約の締結について勧誘するに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、少なくとも一部の商品について、当社が保有する当該商品の数が、その預託等取引契約の目的物となる当該商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり顧客に割り当てる当該商品が存在しないにもかかわらず、その旨を故意に告げていなかった」「平成26年度の貸借対照表において負債の額を過少に記載していた」旨を、速やかに書面をもって通知し、その通知結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書（通知したことを証明するに足る証拠及び通知書面を添付すること。）にて報告すること。

エ 同社の平成26年度及び平成27年度における計算書類及びその附属明細書について、監査法人又は公認会計士（会社法第337条第3項に掲げる者を除く。）による会社法に定める監査を受け、その結果について、平成29年5月1日までに、消費者庁長官まで文書（監査報告書（写し）を添付）にて報告するとともに、同社と預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）を現に締結している全ての預託者及び平成26年度以降に同社が預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の目的とするために家庭用永久磁石磁気治療器の売買契約を締結したことのあった全ての相手方（預託等取引契約を解除している者を含む。）に速やかに書面をもって通知し、その通知した結果について、平成29年5月31日までに、消費者庁長官まで文書（通知したことを

証明するに足る証票，送付した書面を添付すること。）にて報告すること。

なお，当該監査を行うべき者が決定した場合には，その者が監査法人の場合にあつては当該監査法人の名称，住所，電話番号及び担当公認会計士の氏名を，公認会計士の場合にあつては氏名，住所及び電話番号を，遅滞なく，消費者庁長官まで文書にて報告すること。

オ 本件業務停止命令発令以後の顧客及び預託者からの問合せ等について，その対応結果を平成２９年１２月１６日まで記録するとともに，当該記録を毎月末までの分を翌月７日（ただし，当該日が休日又は祝日に該当するときはその直後の平日の日とする。また，最終分の報告にあつては，平成２９年１２月２２日。）までに，消費者庁長官まで文書にて報告すること。

カ 前記エの結果及び平成２８年１２月１６日の業務停止命令処分の原因となった事実等を踏まえて適法に修正した預託法第６条に規定する備置き書類を適法に備置き，平成２９年５月３１日までに，消費者庁長官まで文書（当該適法に修正した備置き書類を添付すること。）にて報告すること。

４ 処分の原因となる事実

同社は，以下のとおり，預託法に違反する行為を行っており，かつ，当該行為を引き続きするおそれがあると認められた。

(1) 故意による事実不告知

（預託法第４条第１項（預託法施行令第３条第１項第４号））

同社は，預託等取引契約の目的とするために購入させる本件商品の保有数は，次のアからオのとおり，少なくとも平成２７年３月末から平成２８年１２月末までの間，その預託等取引契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて，約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず，複数の顧客に対し，その旨を故意に告げず，もって，顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項である預託等取引契約の目的とするために購入させる特定商品の保有の状況について故意に事実を告げていなかった。

これは，預託法第４条第１項（預託法施行令第３条第１項第４号）の規定に違反する。

ア 同社からの報告内容を当庁で調査したところによると，平成２７年

9月末当時、同社が預託を受けていたはずの本件商品の個数は合計2万2441個で、同社がレンタルユーザーに対して賃貸していた本件商品の個数は2749個であった。

その差、1万9692個は、本来であれば同社の埼玉工場敷地内物流センターに保管されているはずだが、当庁が保管状況の確認を行ったところ、自社在庫としての本件商品95個が存在しただけで、預託を受けて保管中の本件商品は存在していなかった。

イ 前記アの報告を前提にすると、同社が保有する本件商品の数が、その預託等取引契約の目的物となる本件商品の数に比べて大幅に不足し、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在していなかったということになる。そして、他の関係資料も精査したところ、このような状況は、平成27年3月末から平成28年12月末まで継続していたことが判明した。

ウ また、平成27年3月末から平成28年12月末までの期間中に同社から預託等取引契約についての勧誘を受けた複数の顧客によると、「そのとき、同社の担当者から、オーナーの数に見合う商品は、本当は保有していないということは伝えられていなかった。」、「オーナーの数に見合う商品は、本当は足りていないといったことは告げられていなかった。」と、本件商品の保有状況について事実を告げられていなかったと供述している。

このように、複数の顧客が本件商品の保有状況についての事実を告げられていなかったと供述しており、同社がかかる事実を告げていなかったことが認められる。

エ そして、顧客から預託を受けている商品の個数や同社において製造している商品の個数等は、当然同社において把握している事情であるところ、顧客の判断に影響を及ぼすこととなるため、あえて前記事実を告げていなかったことは明らかである。

(2) 概要書面の交付義務違反（預託法第3条第1項第2号）

同社は、次のアからクのとおり、虚偽記載がある概要書面を交付していた。

これは、預託法第3条第1項第2号（預託法施行規則第3条第4項、同条第2項第3号、第6号、第7号）の規定に違反する。

ア 概要書面のうち預託法第3条第1項第2号の規定に基づく預託法施行規則第3条第2項第2号から第8号までに掲げる同社の財産の状況に関する事項を記載した書面は、同規則第3条第4項の規定により、

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、作成することが求められている。

イ 同社の合計残高試算表等に記載された平成26年度の上代購入契約（平成27年3月31日までの契約名称）の負債額は、少なくとも合計約287億7639万円で、本来、これは会社法に基づく貸借対照表（以下「貸借対照表①」という。）の負債の部に計上すべきものであった。

ウ しかしながら、同社が平成27年8月上旬に預託等取引契約を締結した預託者に対して預託法第3条第1項の規定に基づいて交付した「上代購入商品預託契約 概要書面」と題する概要書面に記載されていた貸借対照表①には、負債の合計は約94億5092万円しか計上されていなかった。

エ そして、預託法第3条第1項第2号の規定に基づく貸借対照表（様式第2）には、貸借対照表①に預かり特定商品（とその相手勘定である特定商品）及び長期預かり特定商品（とその相手勘定である長期特定商品）の項目が加わったものであり、上代購入契約の負債額は、この預かり特定商品、又は長期預かり特定商品のいずれかに計上されるべきであるにもかかわらず、同社の平成26年度の預託法第3条第1項第2号の規定に基づく貸借対照表（様式第2）の負債の部に計上されていた預かり特定商品及び長期預かり特定商品の合計額は約33億6590万円で、平成26年度の上代購入契約の負債額合計約287億7639万円と比べると、明らかに過少に計上されていた。

オ なお、前記エのとおり、預かり特定商品及び長期預かり特定商品に過少計上が認められることから、相手勘定科目（資産項目）である特定商品及び長期特定商品にも虚偽の記載をしていたことになる。

このことから、資産項目及び負債項目の記載も虚偽ということになり、負債合計、資産合計及び純資産合計にも虚偽記載していたことになる。

カ 預託法第3条第1項第2号の規定に基づく個別注記表（様式第5及び様式8）中「特定商品の時価等」の欄に、貸借対照表（様式2）上の計上額と同額の合計約33億6590万円と虚偽の記載をしていた。

また、同項第7号の附属明細書（様式第6）中、「1 特定商品の明細」及び「4 預かり特定商品の明細」のうち、期末残高欄にも、合計約33億6590万円と虚偽の記載をしていた。

さらに、「1 特定商品の明細」及び「4 預かり特定商品の明細」

のうち、期末残高欄には、商品の合計 3710 個と記載されているが、同社の前記(1)アの報告を前提にしたとしても、平成 27 年 9 月末時点において預託を受けていたとする本件商品だけでも 2 万 2 4 4 1 個存在していたことから、期末残高欄にも虚偽記載していたことになる。

(3) 書類の備置き義務違反（預託法第 6 条）

同社は、預託法第 6 条第 2 項の規定に基づき、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成した業務及び財産に関する書類を備え置くことが求められているところ、同社が、平成 27 年 9 月 10 日時点において備え置いていた平成 26 年度分の業務及び財産に関する書類には、前記(2)エからカと同様の虚偽記載が認められた。

これは、預託法第 6 条（預託法施行規則第 5 条第 2 項、同条第 1 項第 1 号イ）の規定に違反する。

5 勧誘事例

【事例 1】

顧客 A は、平成 27 年 5 月中旬に締結した預託等取引契約についての勧誘時、ジャパンライフの担当者から、「オーナーの数に見合う商品は、本当は保有していないということは伝えられていなかった。」と述べ、前記事実を告げられていなかったと供述している。

【事例 2】

顧客 B は、「平成 28 年 7 月下旬、ジャパンライフ〇〇店で、ジャパンライフの代理店の J1 から『全部短期オーナー契約にしておくと、税金対策やマイナンバー対策にならない。』などと言われて長期オーナー契約を結ぶように勧誘をされたが、このときに『オーナーの数に見合う商品は、本当は足りていない。』といったことは告げられていなかった。」と述べ、前記事実を告げられていなかったと供述している。

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要
〈特定商取引法 訪問販売（売買契約）〉

1 事業者の概要

- (1) 名 称：ジャパンライフ株式会社（法人番号 3010001070195）
- (2) 代 表 者：山口 隆祥
山口 ひろみ
- (3) 所 在 地：東京都千代田区西神田二丁目8番5号
- (4) 資 本 金：4億7640万円
- (5) 設 立：昭和50年3月28日
- (6) 取 引 類 型：訪問販売（売買契約）
- (7) 取 扱 商 品：家庭用永久磁石磁気治療器，健康寝具，化粧品，
栄養補助食品，清涼飲料水等

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社（以下「同社」という。）は、家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件特定商品」という。）の販売事業者である。同社は、同社の従業員等が消費者の自宅を訪問し、消費者の自宅において、本件特定商品に関する売買契約を締結し、また、同社の従業員等が消費者の自宅を訪問して、当該売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等への来訪を要請し、営業所等に誘引した消費者と、営業所等において、本件特定商品に関する売買契約を締結して行う本件特定商品の訪問販売を行っていた。

同社は、同社に預託させることを目的として、本件特定商品に該当するファイブピュアジュエール（以下「本件商品」という。）を顧客に販売する訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘するに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その売買契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していた、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、当該期間中に複数の顧客に対し、その旨を故意に告げず、もって、当該売買契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げなかった。

3 行政処分の内容

(1) 業務停止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 訪問販売に係る売買契約の申込みを受けること。
- ウ 訪問販売に係る売買契約を締結すること。

(2) 停止命令の期間

平成29年3月17日から平成29年12月16日まで（9か月間）

(3) 指示の内容

- ア 同社は、特定商取引法第7条第2号の規定に該当する訪問販売における重要事項について故意に事実を告げていなかった。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- イ 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

故意による事実不告知（特定商取引法第7条第2号）

同社は、同社に預託させることを目的として本件商品を顧客に販売する訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘するに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その売買契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり顧客に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、当該期間中に複数の顧客に対し、その旨を故意に告げず、もって、当該売買契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げなかった。

これは、特定商取引法第7条第2号の規定に該当する行為である。

5 勧誘事例

【事例 1】

平成 27 年 5 月下旬から平成 27 年 7 月下旬までの間に、自己及び親族名義でジャパンライフと契約を結んだ顧客 C は、勧誘時の状況について、「同店の店長 J 2 は、私の自宅や畑に来て、契約を結ぶように勧めてきた。そして、私は、自宅や畑で、J 2 に対して、『いくらいくら入れようかね。』と言って契約を結ぶつもりであることを伝えると、J 2 は、『今後、農協に行って、お金を下ろしましょう。』と私に言い、ジャパンライフの口座に振り込むためのお金を下ろすために、お金を積んである農協に行く日を決めていた。」「私は、J 2 からジャパンライフの誰からも、契約を結ぶように勧められた際、商品があるとかないとか、そういった個数に関することについては一切説明されていなかった。」と述べ、訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘を受けた際、前記事実を告げられていなかったと供述している。

【事例 2】

顧客 D は、「平成 28 年 1 月下旬に、ジャパンライフとの間でファイブピュアジュエールについて、短期オーナー契約を結んだ。これ以前にもジャパンライフと契約を結んでいたが、少なくとも平成 25 年頃以降、自宅に来たジャパンライフの従業員から勧められ自宅で契約をすることに決め、契約書も自宅で書いていた。」「どの契約のときにも、実際に商品があるとかないとか、本当にジャパンライフが商品を揃えているのかについて説明を受けたことはなかった。」と述べ、訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘を受けた際、前記事実を告げられていなかったと供述している。

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要
〈特定商取引法：連鎖販売取引〉

1 事業者の概要

- (1) 名 称：ジャパンライフ株式会社（法人番号 3010001070195）
- (2) 代 表 者：山口 隆祥
山口 ひろみ
- (3) 所 在 地：東京都千代田区西神田二丁目 8 番 5 号
- (4) 資 本 金：4 億 7 6 4 0 万円
- (5) 設 立：昭和 5 0 年 3 月 2 8 日
- (6) 取 引 類 型：連鎖販売取引
- (7) 取 扱 商 品：家庭用永久磁石磁気治療器，健康寝具，化粧品，
栄養補助食品，清涼飲料水等

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社（以下「同社」という。）は、家庭用永久磁石磁気治療器の販売事業者である。同社は、同社に預託させることを目的として家庭用永久磁石磁気治療器に該当するファイブピュアジュエール（以下「本件商品」という。）を取引の相手方に販売する連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘するに際し、少なくとも平成 2 7 年 3 月末から平成 2 8 年 1 2 月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その売買契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり取引の相手方に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、当該期間中に複数の取引の相手方に対し、その旨を故意に告げず、もって、当該連鎖販売業に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げなかった。

3 行政処分の内容

(1) 取引停止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 3 3 条第 1 項に規定する連鎖販売取引に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 同社が統括する家庭用永久磁石磁気治療器に関する一連の連鎖販売

業に係る連鎖販売取引（特定負担についての契約も含む。）について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

イ 同社が統括する家庭用永久磁石磁気治療器に関する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（特定負担についての契約も含む。）の申込みを受け、又は勧誘者に契約（特定負担についての契約も含む。）の申込みを受けさせること。

ウ 同社が統括する家庭用永久磁石磁気治療器に関する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（特定負担についての契約も含む。）を締結すること。

(2) 停止命令の期間

平成29年3月17日から平成29年12月16日まで（9か月間）

(3) 指示の内容

ア 同社は、特定商取引法第34条第1項第5号に規定する連鎖販売取引における重要事項について故意に事実を告げていなかった。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年4月17日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件取引停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

故意による事実不告知（特定商取引法第34条第1項第5号）

同社は、同社に預託させることを目的として本件商品を取引の相手方に販売する連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘するに際し、少なくとも平成27年3月末から平成28年12月末までの間、同社が保有する本件商品の数が、その売買契約の目的物となる本件商品の数に比して大幅に不足していて、約定どおり取引の相手方に割り当てる本件商品が存在しないにもかかわらず、当該期間中に複数の取引の相手方に対し、その旨を故意に告げず、もって、当該連鎖販売業に関する事項で

あって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げなかった。

これは、特定商取引法第34条第1項の規定に違反する行為である。

5 勧誘事例

【事例1】

取引の相手方Aは、平成27年5月中旬に締結した預託等取引契約についての勧誘時、ジャパンライフの担当者から、「オーナーの数に見合う商品は、本当は保有していないということは伝えられていなかった。」と述べ、前記事実を告げられていなかったと供述している。

【事例2】

平成27年5月下旬から平成27年7月下旬までの間に、自己及び親族名義でジャパンライフと契約を結んだ取引の相手方Cは、勧誘時の状況について、「同店の店長J2は、私の自宅や畑に来て、契約を結ぶように勧めてきた。そして、私は、自宅や畑で、J2に対して、『いくらいくら入れようかね。』と言って契約を結ぶつもりであることを伝えたと、J2は、『今後、農協に行って、お金を下ろしましょう。』と私に言い、ジャパンライフの口座に振り込むためのお金を下ろすために、お金を積んである農協に行く日を決めていた。」「私は、J2からもジャパンライフの誰からも、契約を結ぶように勧められた際、商品があるとかないとか、そういった個数に関することについては一切説明されていなかった。」と述べ、連鎖販売取引における売買契約の締結について勧誘を受けた際、前記事実を告げられていなかったと供述している。

平成29年11月17日

特定商取引法違反の業務提供誘引販売業者に対する 取引停止命令（12か月）及び指示について

- 消費者庁は、家庭用永久磁石磁気治療器の業務提供誘引販売業者であるジャパンライフ株式会社（本社：東京都千代田区）（以下「同社」といいます。）に対し、特定商取引法第57条第1項の規定に基づき、平成29年11月18日から平成30年11月17日までの12か月間、業務提供誘引販売取引に係る取引の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、同社に対し、特定商取引法第56条第1項の規定に基づき、以下のとおり指示しました。
- 1 同社は特定商取引法第51条の2に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為、特定商取引法第52条第1項第5号に規定する業務提供誘引販売取引に関する重要事項について故意に事実を告げない行為、特定商取引法第55条第2項に規定する契約書面の交付義務に違反する行為及び特定商取引法第56条第1項第4号の規定に基づく特定商取引法施行規則第46条第1号に規定する迷惑解除妨害行為を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年12月18日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
 - 2 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、本件取引停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
 - 3 平成29年3月16日以降に同社と業務提供誘引販売取引についての契約を締結した全ての相手方に対し、以下の事項を平成29年12月18日までに、当該契約の相手方にとって明確かつ平易な内容の十分に判読しやすい文書にて通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官まで文書（通知したことを証明するに足る証拠及び通知書面を添付すること。）にて報告すること。
- ア 取引停止命令の内容
- イ 上記1及び2の指示の内容
- ウ 「平成29年3月16日付けの消費者庁からの行政処分を受けて、当

社の平成２７年度の計算書類及びその附属明細書について公認会計士による監査を受けたが、公認会計士の監査意見は『意見不表明』というものであり、当社の計算書類及びその附属明細書は適正であるとの意見はもらえなかった。」こと。

エ 「当社の計算書類及びその附属明細書全体については改めて公認会計士とも相談し適法に修正する予定であるが、この作業にはなお時間を要する見込みであり、完了時期は早くても平成３１年６月末となる予定である。」、「そこで当面の措置として、過去の決算整理仕訳のうち、仕訳の根拠を示すことができない仕訳を取り消した上で、決算への影響額等について公認会計士の確認を受けたところ、当社の平成２８年度末時点での純資産額は３３８億円の赤字（債務超過）となった。」こと。

オ 「これらの事実は当社の業務提供誘引販売取引に関する重要な事項であるにもかかわらず、当社は顧客に勧誘を行うに際し、顧客に対して故意にこれらの事実を告げていなかった。」こと。

○ 認定した違反行為は、勧誘目的等不明示、故意による事実不告知、契約書面不交付及び迷惑解除妨害です。

○ 処分の詳細は、別紙のとおりです。

1 同社は、家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件商品」という。）の販売事業を行うに当たり、その販売の目的物たる本件商品を取引の相手方自らが使用して行う本件商品の拡販・宣伝に従事することにより得られる利益（以下「業務提供利益」という。）を収受し得ることをもって誘引し、その者と本件商品の購入という特定負担を伴う取引である業務提供誘引販売取引を行っていました。

2 認定した違反行為は以下のとおりです。

（1）同社は、平成29年3月16日以降、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引をしようとするときに、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「エステやマッサージ」などと告げるのみで、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていませんでした。

（勧誘目的等不明示）

（2）同社は、同社の過去の決算整理仕訳のうち、根拠を示すことができない仕訳を取り消した結果、大幅な債務超過となったことについて、平成29年7月に公認会計士から同社取締役会宛てにその旨を確認したこと等の報告がなされた後も、平成29年8月以降、その業務提供誘引販売業に関して提供される業務を事業所その他これに類似する施設（以下「事業所等」という。）によらないで行う個人を相手方として、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（以下「業務提供誘引販売契約」という。）の締結について勧誘をするに際し、その業務提供誘引販売業に関する事項であって、業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに該当する、同社の正確な財務状況、なかんずく同社が大幅な債務超過である事実につき、故意に事実を告げない行為をしていました。

（故意による事実不告知（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項））

（3）同社は、平成29年3月16日以降、その業務提供誘引販売取引に関して提供される業務を事業所等によらないで行う個人を相手方として、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結しながら、遅滞なく、特定商取引法施行規則第45条に規定する所定の事項についてその業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面を交付していませんでした。

（契約書面不交付）

(4) 同社は、平成29年3月16日以降、その業務提供誘引販売業に関して提供される業務を事業所等によらないで行う個人を相手方として、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約について、解除の意思表示をした相手方に対し、上位職の者を含む複数の従業員との店舗での面接を事実上強い、その意思表示の撤回を執ように迫るなど、迷惑を覚えさせるような仕方解除を妨げる行為をしていました。

(迷惑解除妨害)

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙)

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要

1 事業者の概要

- (1) 名 称：ジャパンライフ株式会社（法人番号 3010001070195）
- (2) 代 表 者：代表取締役 山口 隆祥
代表取締役 山口 ひろみ
- (3) 所 在 地：東京都千代田区西神田二丁目 8 番 5 号
- (4) 資 本 金：4 億 7 6 4 0 万円
- (5) 設 立：昭和 5 0 年 3 月 2 8 日
- (6) 取引類型：業務提供誘引販売取引
- (7) 取扱商品：家庭用永久磁石磁気治療器等

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社（以下「同社」という。）は、家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件商品」という。）の販売業者である。同社は、本件商品の販売事業を行うに当たり、その販売の目的物たる本件商品を取引の相手方自らが使用して行う本件商品の拡販・宣伝に従事することにより得られる利益（以下「業務提供利益」という。）を収受し得ることをもって誘引し、その者と本件商品の購入という特定負担を伴う取引である業務提供誘引販売取引を行っていた。

3 行政処分の内容

(1) 取引停止命令

① 内容

特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第 5 1 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引に関する取引のうち、次の取引を停止すること。

ア 同社の行う業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について勧誘を行うこと。

イ 同社の行う業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について契約の申込みを受けること。

ウ 同社の行う業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について契約を締結すること。

② 停止命令の期間

平成29年11月18日から平成30年11月17日まで（12か月間）

（2）指示

同社に対し、法第56条第1項の規定に基づき、以下のとおり指示した。

- ① 同社は、法第51条の2に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為、法第52条第1項第5号に規定する業務提供誘引販売取引に関する重要事項について故意に事実を告げない行為、法第55条第2項に規定する契約書面の交付義務に違反する行為及び法第56条第1項第4号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第46条第1号に規定する迷惑解除妨害行為を行っていた。かかる行為は、法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成29年12月18日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- ② 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、本件取引停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- ③ 平成29年3月16日以降に同社と業務提供誘引販売取引についての契約を締結した全ての相手方に対し、以下の事項を平成29年12月18日までに、当該契約の相手方にとって明確かつ平易な内容の十分に判読しやすい文書にて通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官まで文書（通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。）にて報告すること。

ア 取引停止命令の内容

イ 上記①及び②の指示の内容

ウ 「平成29年3月16日付けの消費者庁からの行政処分を受けて、当社の平成27年度の計算書類及びその附属明細書について公認会計士による監査を受けたが、公認会計士の監査意見は『意見不表明』というものであり、当社の計算書類及びその附属明細書は適正であるとの意見はもらえなかった。」こと。

エ 「当社の計算書類及びその附属明細書全体については改めて公認会計士とも相談し適法に修正する予定であるが、この作業にはなお時間を要する見込みであり、完了時期は早くても平成31年6月末となる予定である。」「そこで当面の措置として、過去の決算整理仕訳のうち、仕訳の根拠を示すことができない仕訳を取り消した上で、決算への影

響額等について公認会計士の確認を受けたところ、当社の平成28年度末時点での純資産額は338億円の赤字（債務超過）となった。」こと。

オ 「これらの事実は当社の業務提供誘引販売取引に関する重要な事項であるにもかかわらず、当社は顧客に勧誘を行うに際し、顧客に対して故意にこれらの事実を告げていなかった。」こと。

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 勧誘目的等不明示（法第51条の2）

同社は、平成29年3月16日以降、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引をしようとするときに、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「エステやマッサージ」などと告げるのみで、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていなかった。

(2) 故意による事実不告知（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項）

（法第52条第1項第5号）

同社は、同社の財務状況に関し、上記3（2）③ウ及びエに記載の経緯があるにもかかわらず、平成29年7月に公認会計士から同社取締役会宛てに、過去の決算整理仕訳のうち、根拠を示すことができない仕訳を取り消した結果、平成27年度末時点で同社が債務超過状態にあることを確認したこと等の報告がなされた後も、平成29年8月以降、その業務提供誘引販売業に関して提供される業務を事業所その他これに類似する施設（以下「事業所等」という。）によらないで行う個人を相手方として、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（以下「業務提供誘引販売契約」という。）の締結について勧誘をするに際し、その業務提供誘引販売業に関する事項であって、業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに該当する、同社の正確な財務状況、なかんずく同社が大幅な債務超過である事実につき、故意に事実を告げない行為をしていた。

(3) 契約書面の不交付（法第55条第2項）

同社は、平成29年3月16日以降、その業務提供誘引販売取引に関し

て提供される業務を事業所等によらないで行う個人を相手方として、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結しながら、遅滞なく、省令第45条に規定する所定の事項についてその業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。

(4) 迷惑解除妨害（法第56条第1項第4号、省令第46条第1号）

同社は、平成29年3月16日以降、その業務提供誘引販売業に関して提供される業務を事業所等によらないで行う個人を相手方として、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約について、解除の意思表示をした相手方に対し、上位職の者を含む複数の従業員との店舗での面接を事実上強い、その意思表示の撤回を執ように迫るなど、迷惑を覚えさせるような仕方解除を妨げる行為をしていた。

5 勧誘事例

【事例1】（勧誘目的等不明示）

平成29年9月中旬頃、消費者Aは、同社と既に契約関係のあった知人Bから、電話で「〇〇温泉でただでマッサージやエステをしてもらえるから一緒に行こう。」と誘われた。数日後、消費者Aは、知人Bと〇〇温泉に一緒に行った。〇〇温泉の施設に着くと、高齢者が多く集まっており、参加している人たちの会話を聞いているうちに、この集まりが、同社の集まりで、参加している人も、同社の磁気治療器を購入したり、同社と契約をしている人たちだということが分かった。〇〇温泉の帰りに、知人Bは、「マッサージは3回まで無料だし、9月〇日と〇日にも集まりがあるから、ジャパンライフの××店に来てよ。」と、消費者Aを誘った。

その数日後、消費者Aは、無料でマッサージをしてもらうために、同社の××店に行った。消費者Aは、自分が〇〇〇万円の契約を結んで、活動手当として月に〇万円をもらえる他に、誰かを同社の店舗や大会に連れてくるだけで、ポイントをもらえたり、連れてきた人が契約すれば、お金ももらえるということを同社の従業員から聞いて、それなら〇年くらいならやってみようかなという気持ちになった。

【事例2】（故意による事実不告知（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項））

平成29年8月中旬頃、消費者Cは、既に同社と契約関係にある知人Dと同社の××店に行って、足湯をしてもらったり、磁気治療器の説明をもらったりして、購入を勧められた。そして、〇〇〇万円の契約をすることにした。

平成29年8月及び9月に、同社から顧客宛てに送付された通知によれば、同社は、平成27年度末時点で、純資産額が約266億円の赤字で債務超過の状況にあり、また、平成28年度末時点で、同約338億円の赤字で債務超過の状況にあったが、消費者Cは、そのことについては、全く、説明されたことはなかった。また、その通知も、消費者Cには届いていなかった。

消費者Cは、「もし、契約の時点で、同社が債務超過の状況にあることを知っていたとしたら、契約していない。」と述べている。

【事例3】（故意による事実不告知（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項））

消費者Eは、平成29年9月中旬に同社の××店で、チラシの内容について説明を受けたときには、赤字とか債務超過についての説明は一切なかった、と述べている。消費者Eが、同社の財産の状況について知ったのは、その後、9月下旬に、〇〇市消費生活センターに相談に行った際、相談員から教えてもらった時だった。

消費者Eは、「もし、同社に数百億もの赤字があり、債務超過の状況であることを知らされていれば、絶対に契約をしようとは思わなかった。」と述べている。

【事例4】（迷惑解除妨害）

平成29年8月中旬、同社の契約者である消費者Fは、同社の××店に電話をしたが、担当者がなかなか電話に出てくれなかった。ようやくある担当者につながって〇〇〇万円の解約を求めたところ、後から連絡すると言われた。

翌日、同社の担当者から電話があり、解約するためには、同月の20日が締め切りであること、さらに、エリアマネージャーとの面談を受けないと解約できないと言われた。消費者Fは、いつでも自由にお金を下ろせるということで契約していたつもりだったのに、締め切りの日があることや面談を受けなければ解約できないことを知って心配になった。その後、消費者Fは、同社の本社にある、お客様相談室に電話をして、〇〇〇万円の解約をしたいと伝え、お客様相談室の担当者から、解約は店舗扱いになるので、店舗に申し出てくださいと言われた。

数日後、消費者Fは、同社の××店に解約手続きに行ったところ、店長のZが来ていて、消費者Fが〇〇〇万円を下ろしたいと言うと、Zは、「どうしてそんなにお金がいるのか。〇〇〇万円もいらないでしょ。」と言った。消費者Fは、色々と話すうちに、結局半分の△△△万円を解約することとなった。

【事例５】（迷惑解除妨害）

同社の契約者である消費者Gは、平成２９年９月上旬に、消費者Gを同社に誘った、同社の契約者である知人Hに「いろいろ考えて、やっぱり解約することにします。とにかく、ジャパンライフ、やめます。」と伝えた。知人Hは「××店のYさんに連絡しておきます。」と答えた。その後、従業員Yから連絡があり、本社の人と話したいというので、平成２９年９月中旬頃、消費者Gは××店に行った。本社からは従業員Xが来ていて、従業員YとYの上司である従業員Wも同席していた。そして、従業員Yは「三人で伺ったのですが、お留守だったのでお話できませんでした。」と言ってきた。消費者Gは、この取引はいつでも解約できるはずだったのに、「解約したい」と伝えただけで、家にも来られるなんて、留守にしていたよかったと思い、消費者Gが「解約したいと思います。」と言うと、本社従業員Xは、解約の理由を聞き、「会長が、私のところに、夜の１１時を過ぎてから、かんかんに怒って電話をしてきた。」などと言ってきて、言い合いを余儀なくされた。消費者Gは「とにかく、解約したいと思います。ことの次第によっては、私は警察に行きますよ。」と言った。

平成29年12月15日

特定商取引法及び預託法違反の事業者に対する 取引停止命令、業務停止命令等について

- 消費者庁は、家庭用永久磁石磁気治療器の連鎖販売業者及び預託等取引業者であるジャパンライフ株式会社（本社：東京都千代田区）（以下「同社」といいます。）に対し、特定商取引法第39条第1項^(注)の規定に基づき連鎖販売取引に係る取引の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を、預託法第7条第1項の規定に基づき預託等取引契約に係る業務の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を、平成29年12月17日から平成30年12月16日までの12か月間それぞれ停止するよう命じました。
- あわせて、同社に対し、特定商取引法第38条第1項の規定に基づき各違反行為の是正に必要な措置をとるべき旨の指示を、預託法第7条第1項の規定に基づき顧客又は預託者の利益を保護するために必要な措置をとるべき旨の命令を、それぞれ以下のとおり行いました。

【特定商取引法】

- 1 同社は特定商取引法第33条の2に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為、特定商取引法第34条第1項第5号に規定する連鎖販売取引に関する重要事項について故意に事実を告げない行為、特定商取引法第37条第2項に規定する契約書面の交付義務に違反する行為及び特定商取引法第38条第1項第4号の規定に基づく特定商取引法施行規則第31条第1号に規定する迷惑解除妨害行為を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成30年1月15日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- 2 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、本件取引停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

【預託法】

- 1 同社の平成29年度及び平成30年度における計算書類及びその附属明

細書について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成し、監査法人又は公認会計士（会社法第337条第3項に掲げる者を除く。以下同じ。）による会社法に定める監査を受けること。また、その結果について、翌年（平成29年度分については平成30年、平成30年度分については平成31年。以下同じ。）6月30日までに、消費者庁長官まで文書（監査報告書の写しを添付すること。）にて報告すること。さらに、その結果について、後記2の備置き書類と併せて、同社と預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）を現に締結している全ての預託者及び平成26年度以降に同社が預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の目的とするために家庭用永久磁石磁気治療器の売買契約を締結したところのある全ての相手方（預託等取引契約を解除している者を含む。）に書面をもって通知し、その通知した結果について、翌年7月31日までに、消費者庁長官まで文書（通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。）にて報告すること。

- 2 前記1により一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成され、監査法人又は公認会計士による会社法に定める監査を受けた同社の平成29年度及び平成30年度における計算書類及びその附属明細書に基づき、それぞれ翌年6月30日までに、預託法第6条に規定する同社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「備置き書類」といいます。）を作成し、同条の規定に従って備え置くこと。また、その結果について、同日までに、消費者庁長官まで文書（当該備置き書類を添付すること。）にて報告すること。
- 3 前記2による備置き書類の備置きが完了するまでの間、同社の過去の決算整理仕訳のうちその根拠を示すことができないものの取消しによる平成27年度及び平成28年度の決算への影響等について公認会計士から提出を受けた「独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書」（以下「合意手続報告書」といいます。）及び同社が作成した当該合意手続報告書の要約書面（当該仕訳の取消し後の当該年度の純資産合計額及び預託等取引契約残高を明示した預託者にとって明確かつ平易な内容のもの。以下「要約書面」といいます。）を、備置き書類と共に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させること。また、平成30年6月30日までに、平成29年度の同社の決算について、過去の決算整理仕訳のうちその根拠を示すことができないものの取消しによる影響等について監査法人又は公認会計士から合意手続報告書の提出を受けた上で要約書面を作成し、当該合意手続報告書及び当該要約書面を、前記2による書類の備置きが完了するまでの間、備置き書類と共に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させること。

○ 認定した違反行為は、以下のとおりです。

- 1 特定商取引法については、勧誘目的等不明示、故意による事実不告知、契約書面不交付及び迷惑解除妨害です。
- 2 預託法については、書類の備置き義務違反です。

○ 処分の詳細は、別紙 1 及び 2 のとおりです。

（注）特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 60 号）の施行日（平成 29 年 12 月 1 日）前に同社がした違反行為については、同法附則第 2 条第 19 項の規定により、同法による改正前の特定商取引法第 39 条第 1 項が適用される。

特定商取引法

1 同社は、家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件商品」といいます。）の販売事業を行うに当たり、本件商品の販売をあっせんする者を特定利益を収受し得ることをもって誘引し、その者と本件商品の購入といった特定負担を伴う取引である連鎖販売取引を行っていました。

なお、同社は、平成29年3月16日以降にしている取引においては、「業務提供誘引販売取引」という呼称を用いていますが、同社が顧客に支給するとしている各種手当のうち、「紹介手当」及び「業績手当」は顧客がその知人等に本件商品を紹介し、当該知人等が同社との間で本件商品を購入する契約を締結するに至った場合に、同社が当該顧客に対して供与する金銭的利益であり、特定商取引法第33条第1項に規定する特定利益に該当し、その取引は「連鎖販売取引」に該当するものと認められます。

2 認定した違反行為は以下のとおりです。

（1）同社又は同社の勧誘者は、平成29年3月16日以降、同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」といいます。）をしようとするときに、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「エステやマッサージ」などと告げるのみで、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていませんでした。

（勧誘目的等不明示）

（2）同社は、同社の過去の決算整理仕訳のうち、根拠を示すことができない仕訳を取り消した結果、大幅な債務超過となったことについて、平成29年7月に公認会計士から同社取締役会宛てにその旨を確認したこと等の報告がなされた後も、平成29年8月以降、その連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗その他これに類する設備（以下「店舗等」といいます。）によらないで行う個人を相手方として、本件連鎖販売取引についての契約（以下「本件連鎖販売契約」といいます。）の締結について勧誘をするに際し、その連鎖販売業に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに該当する、同社の正確な財務状況、なかんずく同社が大幅な債務超過である事実につき、故意に事実を告げない行為をしていました。

（故意による事実不告知（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項））

（3）同社は、平成29年3月16日以降、その連鎖販売契約の相手方がそ

の連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として、その連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約を締結しながら、遅滞なく、特定商取引法施行規則第30条に規定する所定の事項についてその本件連鎖販売契約の内容を明らかにする書面を交付していませんでした。

(契約書面不交付)

- (4) 同社は、平成29年3月16日以降、その連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として、その連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約について、解除の意思表示をした相手方に対し、上位職の者を含む複数の従業員との店舗での面接を事実上強い、その意思表示の撤回を執ように迫るなど、迷惑を覚えさせるような仕方解除を妨げる行為をしていました。

(迷惑解除妨害)

預託法

- 1 同社は、平成28年12月16日付け及び平成29年3月16日付けの行政処分において、預託法第2条第2項に規定する預託等取引業者(以下「預託等取引業者」といいます。)に該当すると認定され、預託法第2条第1項に規定する預託等取引契約(以下「預託等取引契約」といいます。)に関する業務の一部を停止すること等を命じられたが、現在においても平成28年12月16日より前に締結した預託等取引契約に基づき本件商品の預託を受け、預託者に対し当該預託に関する財産上の利益の供与を継続していました。

- 2 認定した違反行為は以下のとおりです。

同社は、預託法第6条の規定並びに同条の規定に基づく預託法施行規則第5条第1項第1号イ及び同条第2項の規定により、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成した、同社の業務及び財産の状況を記載した書類(以下「備置き書類」といいます。)を、預託等取引契約に関する業務を行う事務所に備え置き、預託者の求めに応じて閲覧させなければならないところ、以下のとおり、当該義務の違反が認められました。

- (1) 平成29年3月16日付けの行政処分において、同社は、貸借対照表上の負債額の過少計上等の備置き書類の虚偽記載等の違反行為を認定され、同社の計算書類及びその附属明細書(以下「計算書類等」といいます。)

について監査法人又は公認会計士による会社法に定める監査を受けること、その結果等を踏まえて適法に修正した備置き書類を適法に備え置くこと等を命じる措置命令を受けました。

(2) 前記(1)の措置命令を受けて、同社は、計算書類等について公認会計士による監査を受けましたが、その結果は平成27年度決算については「監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった」との理由により、「意見不表明」というものでした。このため、前記(1)の措置命令を受けたにもかかわらず、同社は、計算書類等について公認会計士による適正意見を受けることができず、したがって備置き書類を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従ったものに修正できない状態が継続しています。

(3) そして、同社は、公認会計士による適正意見を受けた上での備置き書類の備置き完了は早くても平成31年6月末になる旨述べており、今後とも当分の間、監査法人又は公認会計士からの適正意見を受けた計算書類等に基づき、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成された備置き書類を備え置く見込みがないと認められます。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要
(特定商取引法)

1 事業者の概要

- (1) 名 称：ジャパンライフ株式会社 (法人番号 3010001070195)
- (2) 代 表 者：代表取締役 山口 隆祥
代表取締役 山口 ひろみ
- (3) 所 在 地：東京都千代田区西神田二丁目 8 番 5 号
- (4) 資 本 金：4 億 7 6 4 0 万円
- (5) 設 立：昭和 5 0 年 3 月 2 8 日
- (6) 取引類型：連鎖販売取引
- (7) 取扱商品：家庭用永久磁石磁気治療器等

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社（以下「同社」という。）は、家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件商品」という。）の販売業者である。同社は、本件商品の販売事業を行うに当たり、本件商品の販売をあっせんする者を特定利益を受し得ることをもって誘引し、その者と本件商品の購入といった特定負担を伴う取引である連鎖販売取引を行っていた。

3 行政処分の内容

(1) 取引停止命令

① 内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 3 3 条第 1 項に規定する連鎖販売取引に関する取引のうち、次の取引を停止すること。

ア 同社の行う連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

イ 同社の行う連鎖販売業に係る連鎖販売取引について契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 同社の行う連鎖販売業に係る連鎖販売取引について契約を締結すること。

② 停止命令の期間

平成29年12月17日から平成30年12月16日まで（12か月間）

（2）指示

同社に対し、特定商取引法第38条第1項の規定に基づき、以下のとおり指示した。

- ① 同社は、法第33条の2に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為、特定商取引法第34条第1項第5号に規定する連鎖販売取引に関する重要事項について故意に事実を告げない行為、特定商取引法第37条第2項に規定する契約書面の交付義務に違反する行為及び特定商取引法第38条第1項第4号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第31条第1号に規定する迷惑解除妨害行為を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について、平成30年1月15日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- ② 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制について、本件取引停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

（1）勧誘目的等不明示（特定商取引法第33条の2）

同社又は同社の勧誘者は、平成29年3月16日以降、同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）をしようとするときに、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「エステやマッサージ」などと告げるのみで、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていなかった。

（2）故意による事実不告知（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項）
（特定商取引法第34条第1項第5号）

同社は、同社の財務状況に関し、平成29年7月に公認会計士から同社

取締役会宛てに、過去の決算整理仕訳のうち、根拠を示すことができない仕訳を取り消した結果、平成２７年度末時点で同社が債務超過状態にあることを確認したこと等の報告がなされた後も、平成２９年８月以降、その連鎖販売業に係る商品の販売のあつせんを店舗その他これに類似する設備（以下「店舗等」という。）によらないで行う個人を相手方として、本件連鎖販売取引についての契約（以下「本件連鎖販売契約」という。）の締結について勧誘をするに際し、その連鎖販売業に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに該当する、同社の正確な財務状況、なかんずく同社が大幅な債務超過である事実につき、故意に事実を告げない行為をしていた。

（３）契約書面の不交付（特定商取引法第３７条第２項）

同社は、平成２９年３月１６日以降、その連鎖販売契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品の販売のあつせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として、その連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約を締結しながら、遅滞なく、省令第３０条に規定する所定の事項についてその連鎖販売取引契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。

（４）迷惑解除妨害（特定商取引法第３８条第１項第４号、省令第３１条第１号）

同社は、平成２９年３月１６日以降、その連鎖販売業に係る商品の販売のあつせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として、その連鎖販売業に係る本件連鎖販売契約について、解除の意思表示をした相手方に対し、上位職の者を含む複数の従業員との店舗での面接を事実上強い、その意思表示の撤回を執ように迫るなど、迷惑を覚えさせるような仕方解除を妨げる行為をしていた。

５ 勧誘事例

【事例１】（勧誘目的等不明示）

平成２９年９月中旬頃、消費者Ａは、既に同社と契約関係のあった知人Ｂから、電話で「〇〇温泉でただでマッサージやエステをしてもらえるから一緒に行こう。」と誘われた。数日後、消費者Ａは、知人Ｂと〇〇温泉に一緒に行った。〇〇温泉の施設に着くと、高齢者が多く集まっており、参加している人たちの会話を聞いているうちに、この集まりが、同社の集まりで、参加している人も、同社の磁気治療器を購入したり、同社と契約をしている人たちだということが分かった。〇〇温泉の帰りに、知人Ｂは、「マッサージは３回まで無料

だし、9月〇日と〇日にも集まりがあるから、ジャパンライフの××店に来てよ。」と、消費者Aを誘った。

その数日後、消費者Aは、無料でマッサージをしてもらうために、同社の××店に行った。消費者Aは、自分が〇〇〇万円の契約を結んで、活動手当として月に〇万円をもらえる他に、誰かを同社の店舗や大会に連れてくるだけで、ポイントをもらえたり、連れてきた人が契約すれば、お金ももらえるということを同社の従業員から聞いて、それなら〇年くらいならやってみようかなという気持ちになった。

【事例2】（故意による事実不告知（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項））

消費者Cは、「平成29年9月中旬に同社の××店で、チラシの内容について説明を受けたときには、赤字とか債務超過についての説明は一切なかった。」と述べている。消費者Cが、同社の財産の状況について知ったのは、その後、9月下旬に、〇〇市消費生活センターに相談に行った際、相談員から教えてもらった時だった。

消費者Cは、「もし、同社に数百億もの赤字があり、債務超過の状況であることを知らされていれば、絶対に契約をしようとは思わなかった。」と述べている。

【事例3】（迷惑解除妨害）

平成29年8月中旬、同社の契約者である消費者Dは、同社の××店に電話をしたが、担当者がなかなか電話に出てくれなかった。ようやくある担当者につながって〇〇〇万円の解約を求めたところ、「後から連絡する。」と言われた。

翌日、同社の担当者から電話があり、解約するためには、同月の20日が締切りであること、さらに、エリアマネージャーとの面談を受けないと解約できないと言われた。消費者Dは、いつでも自由にお金を下ろせるということで契約していたつもりだったのに、締切りの日があることや面談を受けなければ解約できないことを知って心配になった。その後、消費者Dは、同社の本社にある、お客様相談室に電話をして、〇〇〇万円の解約をしたいと伝えると、お客様相談室の担当者から、解約は店舗扱いになるので、店舗に申し出てくださいと言われた。

数日後、消費者Dは、同社の××店に解約手続に行ったところ、店長のZが来ていて、消費者Dが〇〇〇万円を下ろしたいと言うと、Zは、「どうしてそんなにお金がいるのか。〇〇〇万円もいらないでしょ。」と言った。消費者Dは、色々と話すうちに、結局半分の△△△万円を解約することとなった。

【事例４】（迷惑解除妨害）

同社の契約者である消費者Ｅは、平成２９年９月上旬に、消費者Ｅを同社に誘った、同社の契約者である知人Ｆに「いろいろ考えて、やっぱり解約することにします。とにかく、ジャパンライフ、やめます。」と伝えた。知人Ｆは「××店のＹさんに連絡しておきます。」と答えた。その後、従業員Ｙから連絡があり、本社の人と話をしたいというので、平成２９年９月中旬頃、消費者Ｅは××店に行った。本社からは従業員Ｘが来ていて、従業員ＹとＹの上司である従業員Ｗも同席していた。そして、従業員Ｙは「三人で伺ったのですが、お留守だったのでお話できませんでした。」と言ってきた。消費者Ｅは、この取引はいつでも解約できるはずだったのに、「解約したい」と伝えただけで、家にも来られるなんて、留守にしていたよかったと思い、消費者Ｅが「解約したいと思います。」と言うと、本社従業員Ｘは、解約の理由を聞き、「会長が、私のところに、夜の１１時を過ぎてから、かんかんに怒って電話をしてきた。」などと言ってきて、言い合いを余儀なくされた。消費者Ｅは「とにかく、解約したいと思います。ことの次第によっては、私は警察に行きますよ。」と言った。

ジャパンライフ株式会社に対する行政処分の概要
(預託法)

1 事業者の概要

- (1) 名 称：ジャパンライフ株式会社（法人番号 3010001070195）
- (2) 代 表 者：代表取締役 山口 隆祥
代表取締役 山口 ひろみ
- (3) 所 在 地：東京都千代田区西神田二丁目 8 番 5 号
- (4) 資 本 金：4 億 7 6 4 0 万円
- (5) 設 立：昭和 5 0 年 3 月 2 8 日
- (6) 取引類型：預託等取引契約
- (7) 特定商品：家庭用永久磁石磁気治療器

2 取引の概要

ジャパンライフ株式会社（以下「同社」という。）は、家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件商品」という。）の販売業者である。同社は、平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日付け及び平成 2 9 年 3 月 1 6 日付けの行政処分において、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）第 2 条第 2 項に規定する預託等取引業者（以下「預託等取引業者」という。）に該当すると認定され、預託法第 2 条第 1 項に規定する預託等取引契約（以下「預託等取引契約」という。）に関する業務の一部を停止すること等を命じられたが、現在においても平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日より前に締結した預託等取引契約に基づき本件商品の預託を受け、預託者に対し当該預託に関する財産上の利益の供与を継続している。

3 行政処分の内容

(1) 業務停止命令

① 内容

預託法第 2 条第 1 項に規定する預託等取引契約に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の締結又は更新について勧誘すること。

イ 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の締結又は更新につ

いて申込みを受けること。

ウ 預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）を締結又は更新すること。

② 停止命令の期間

平成29年12月17日から平成30年12月16日まで（12か月間）

（2）措置命令

同社に対し、預託法第7条第1項の規定に基づき、以下のとおり命令した。

- ① 同社の平成29年度及び平成30年度における計算書類及びその附属明細書について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成し、監査法人又は公認会計士（会社法第337条第3項に掲げる者を除く。以下同じ。）による会社法に定める監査を受けること。また、その結果について、翌年（平成29年度分については平成30年、平成30年度分については平成31年。以下同じ。）6月30日までに、消費者庁長官まで文書（監査報告書の写しを添付すること。）にて報告すること。さらに、その結果について、後記②の備置き書類と併せて、同社と預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）を現に締結している全ての預託者及び平成26年度以降に同社が預託等取引契約（契約の名称如何は問わない。）の目的とするために家庭用永久磁石磁気治療器の売買契約を締結したことのあった全ての相手方（預託等取引契約を解除している者を含む。）に書面をもって通知し、その通知した結果について、翌年7月31日までに、消費者庁長官まで文書（通知したことを証明するに足る証拠及び通知書面を添付すること。）にて報告すること。
- ② 前記①により一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成され、監査法人又は公認会計士による会社法に定める監査を受けた同社の平成29年度及び平成30年度における計算書類及びその附属明細書に基づき、翌年6月30日までに、預託法第6条に規定する同社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「備置き書類」という。）を作成し、同条の規定に従って備え置くこと。また、その結果について、同日までに、消費者庁長官まで文書（当該備置き書類を添付すること。）にて報告すること。
- ③ 前記②による備置き書類の備置きが完了するまでの間、同社の過去の決算整理仕訳のうちその根拠を示すことができないものの取消しによる

平成27年度及び平成28年度の決算への影響等について公認会計士から提出を受けた「独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書」（以下「合意手続報告書」という。）及び同社が作成した当該合意手続報告書の要約書面（当該仕訳の取消し後の当該年度の純資産合計額及び預託等取引契約残高を明示した預託者にとって明確かつ平易な内容のもの。以下「要約書面」という。）を、備置き書類と共に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させること。また、平成30年6月30日までに、平成29年度の同社の決算について、過去の決算整理仕訳のうちその根拠を示すことができないものの取消しによる影響等について監査法人又は公認会計士から合意手続報告書の提出を受けた上で要約書面を作成し、当該合意手続報告書及び当該要約書面を、前記②による書類の備置きが完了するまでの間、備置き書類と共に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させること。

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、預託法に違反する行為を行っており、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあると認められた。

書類の備置き義務違反（預託法第6条）

同社は、預託法第6条の規定並びに同条の規定に基づく特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則第5条第1項第1号イ及び同条第2項の規定により、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成した備置き書類を、預託等取引契約に関する業務を行う事務所に備え置き、預託者の求めに応じて閲覧させなければならないところ、以下のとおり、当該義務の違反が認められる。

- (1) 平成29年3月16日付けの行政処分において、同社は、貸借対照表上の負債額の過少計上等の備置き書類の虚偽記載等の違反行為を認定され、同社の計算書類及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査法人又は公認会計士による会社法に定める監査を受けること、その結果等を踏まえて適法に修正した備置き書類を適法に備え置くこと等を命じる措置命令を受けた。
- (2) 前記(1)の措置命令を受けて、同社は、計算書類等について公認会計士による監査を受けたが、その結果は平成27年度決算については「監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった」との理由により、「意見不表明」というものであった。このため、前記(1)の措置命令を受けたにもかかわらず、同社は、計算書類等について公認会計士

による適正意見を受けることができず、したがって備置き書類を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従ったものに修正できない状態が継続している。

- (3) そして、同社は、公認会計士による適正意見を受けた上での備置き書類の備置き完了は早くても平成31年6月末になる旨述べており、今後も当分の間、監査法人又は公認会計士からの適正意見を受けた計算書類等に基づき、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成された備置き書類を備え置く見込みがないと認められる。